

旭川医科大学医学部医学科学生のキャリアプラン支援委員会要項

(令和3年11月10日学長裁定)

(設置)

第1 旭川医科大学に医学部医学科学生（以下「医学科学生」という。）の入学から卒業後の臨床研修並びに後期臨床研修までの連続した過程における一貫性を持った効果的な教育及び指導を通じて、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療者としてのキャリア形成を支援するため、学生のキャリアプラン支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、医学科学生のキャリアプラン支援及び地域枠学生のキャリア支援センター制度に関することを審議する。

(構成)

第3 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 地域共生医育統合センター長
- (2) 入学センター長
- (3) 入学センター副センター長
- (4) 教育センター長
- (5) 教育センター副センター長
- (6) 教育センター専任教員
- (7) 卒後臨床研修センター長
- (8) 卒後臨床研修センター副センター長
- (9) 専門医育成・管理センター長
- (10) 地域医療教育学講座の教授
- (11) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項第11号の委員は委員長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、第3第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年11月10日から実施する。

【制定理由】

キャリアプラン支援委員会に関し、必要な事項を定め、もって医学科学生の入学から卒業後までのシームレスで効果的な教育等の実施体制の強化を図るものである。